

**荒川将来像計画 2010**

**地区別計画**

**〔戸田市〕**

**荒川の将来を考える協議会**



## まえがき

戸田市を流れる荒川は、明治末期の2度の大洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の流路ですが、完成して約80年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡って、私たちの様々な欲求がふえてきています。一つにはこの荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場、都市化された戸田市内にあって残された貴重な空間としての、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、散策の場所、また、災害時の運送経路や洪水から守ること等、多面的利・活用が求められています。

「荒川将来像計画」は「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区毎にまとめた地区別計画にわかれています。戸田市の地区別計画については、「活気とうるおいのある水辺のまちづくり」実現のため、平成8年4月に策定されており、この計画に基づき鋭意整備を進めてきました。この度、策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取り組みについて、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「推進計画」が策定されました。本地区別計画は、「推進計画」を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区において、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめられたものです。

なお、本計画は、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により、その将来像について検討し、また関係する多くの方々との協議により策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

戸 田 市 長 神 保 国 男  
国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野 真樹



# 荒川将来像計画2010 地区別計画〔戸田市編〕

## 目次

<b>1. 地区別計画とは</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画のねらい.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	2
1.3 検討体制.....	3
1.4 推進計画のあらまし.....	4
<b>2. 荒川づくりの考え方</b> .....	<b>5</b>
2.1 まちづくりの中での荒川の役割.....	5
2.2 川づくりの基本方針.....	6
2.3 土地利用計画.....	7
2.4 ブロック別計画.....	10
2.4.1 現況土地利用.....	10
2.4.2 ブロック区分.....	11
2.4.3 ブロック計画.....	12
<b>3. 荒川の維持・管理の考え方</b> .....	<b>17</b>
3.1 基本的な考え方.....	17
3.1.1 管理計画策定の背景.....	17
3.1.2 管理上の課題.....	17
3.1.3 管理計画の手法.....	18
3.2 行政と市民の役割.....	19
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理.....	19
3.2.2 戸田市が行う維持管理.....	19
3.2.3 市民が行う維持管理.....	20
3.3 河川敷の管理計画.....	21
3.4 自らできるまちづくり支援の仕組み.....	22
<b>4. 計画の実施に向けて</b> .....	<b>23</b>
4.1 推進の仕組み.....	23
4.2 計画の変更プロセス.....	23
4.3 計画書の周知.....	23



---

# 1. 地区別計画とは

第1章は、計画のねらい、位置づけ、検討体制、構成など、地区別計画のあらましを示すものです。特に、前回策定した地区計画との違いや推進計画との違いを分かりやすく解説しています。

## 1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められています。整備を進めるにあたっては、「荒川の将来を考える戸田市民会議」（以下、荒川市民会議という。）の議論を踏まえるとともに、沿川自治体の協力により親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などの新たな課題が顕在化しています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」が平成22年7月に策定され、それに基づき「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定しました。



戸田市を流れる荒川（25.4km～28.2km）

## 1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、とりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となって、それぞれの地区における今後の 10 年間の川づくりの取り組みと今後の維持・管理の方針を地区別計画として策定するものです。

また、これまでの 10 年余りの取り組みの結果として、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進され、荒川の望ましい姿に近づくよう取り組みが行われています。本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取り組みと市民との協働による河川管理を進めていきたいと考えております。

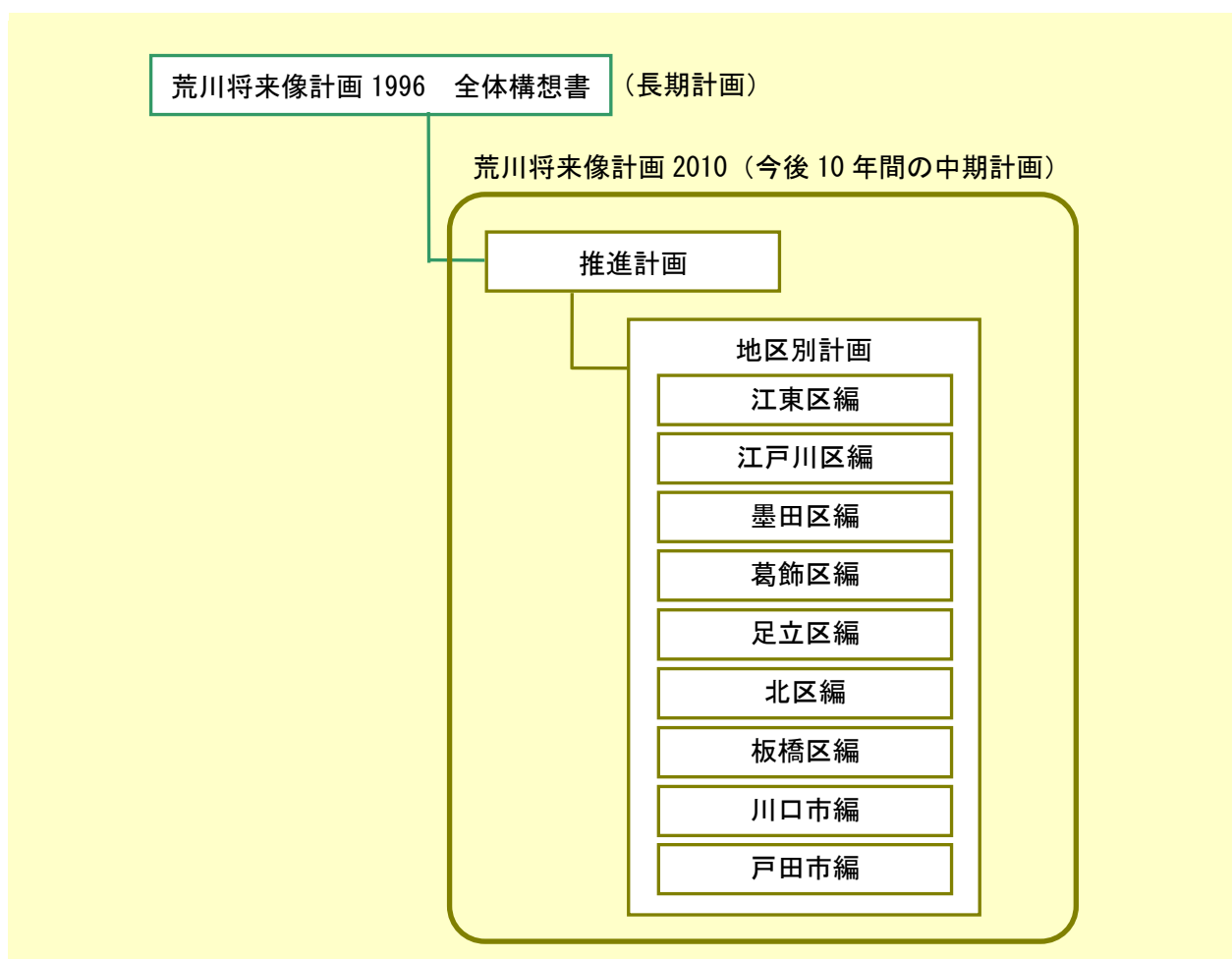


図1 荒川将来像計画 2010 の構成



### 1.3 検討体制

地区別計画は自治体及び国により原案を作成した上で、荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定しました。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

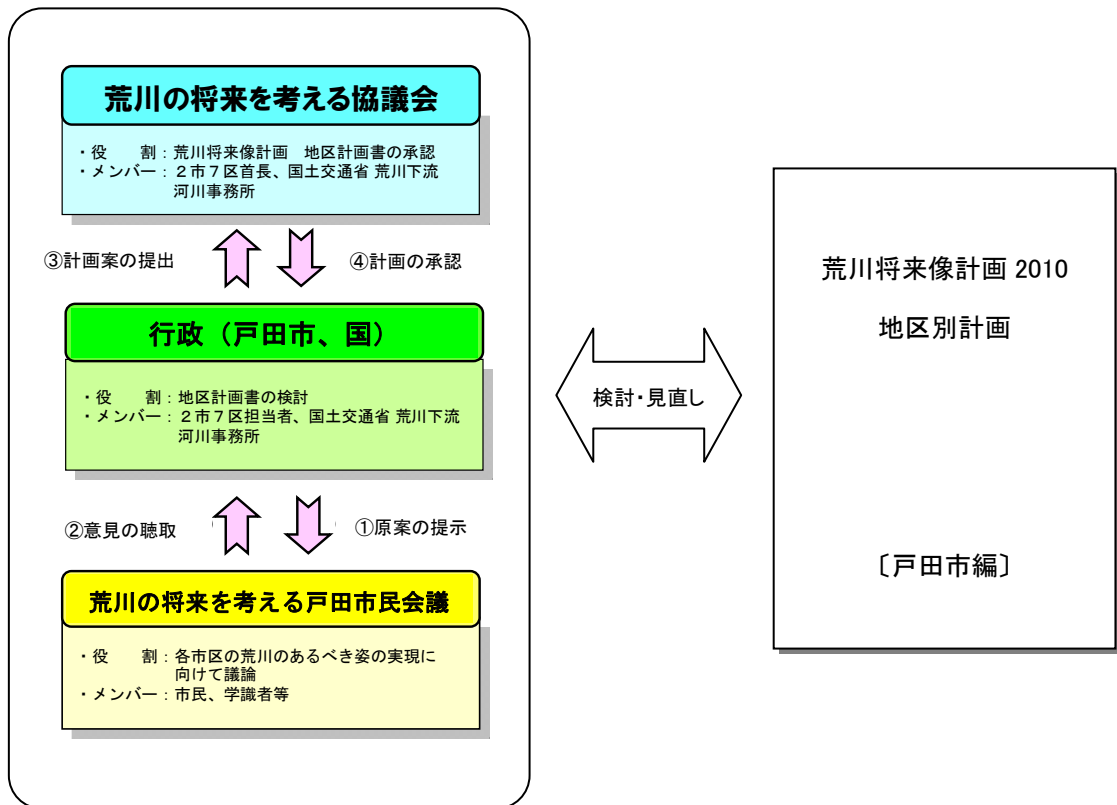


図2 荒川将来像計画 2010 地区別計画の検討体制

## 1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしながらバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていくものとします。

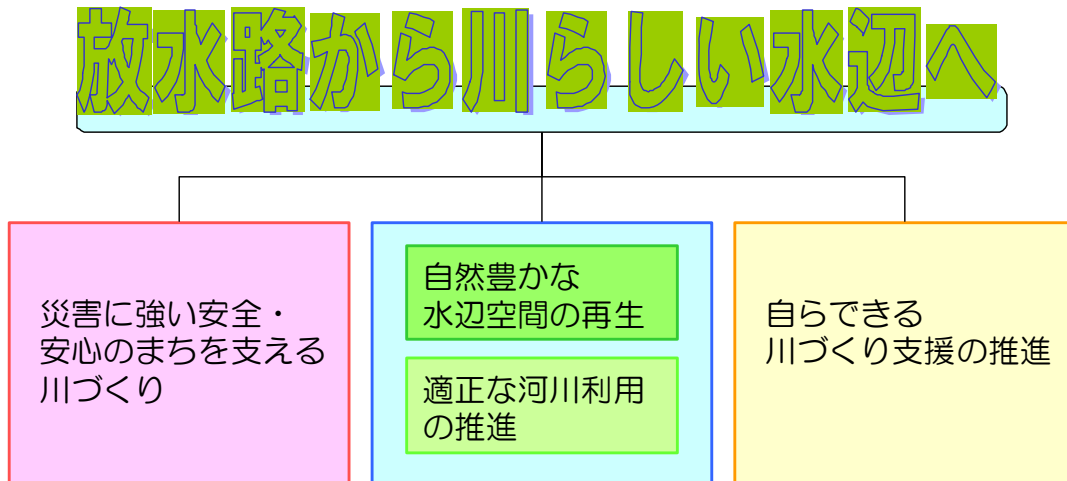


図3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組みを推進していきます。

### ○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組みの推進
- ・ 河川敷道路、緊急用船着場の確保と危機管理の推進

### ○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

### ○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

### ○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための市民との協働による河川管理の推進

## 2. 荒川づくりの考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」は短期計画として概ね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んで来ました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け第2章では、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取り組みの内容を示します。

### 2.1 まちづくりの中での荒川の役割

戸田市第4次総合振興計画基本構想（目標年次平成32年度）では、河川の氾濫による水害や地震などの自然災害に備えるとともに、荒川の水辺や生態系など環境に配慮したまちづくりを通じて、循環型社会の構築など総合的な環境保全の取り組みを進め、人と自然が調和する共生環境の創出を目指しています。

また、戸田市都市マスタープラン（目標年次平成27年度）では、荒川沿岸の豊かな自然資源を活かし、かつ計画的に配慮された豊かな公園や緑道、水路等を活かした「公園都市」を形成することにより、都市と自然のバランスを保って地球環境に配慮した生態系の確保を行い、潤いと安らぎを感じることができる都市づくりを行うこととしています。

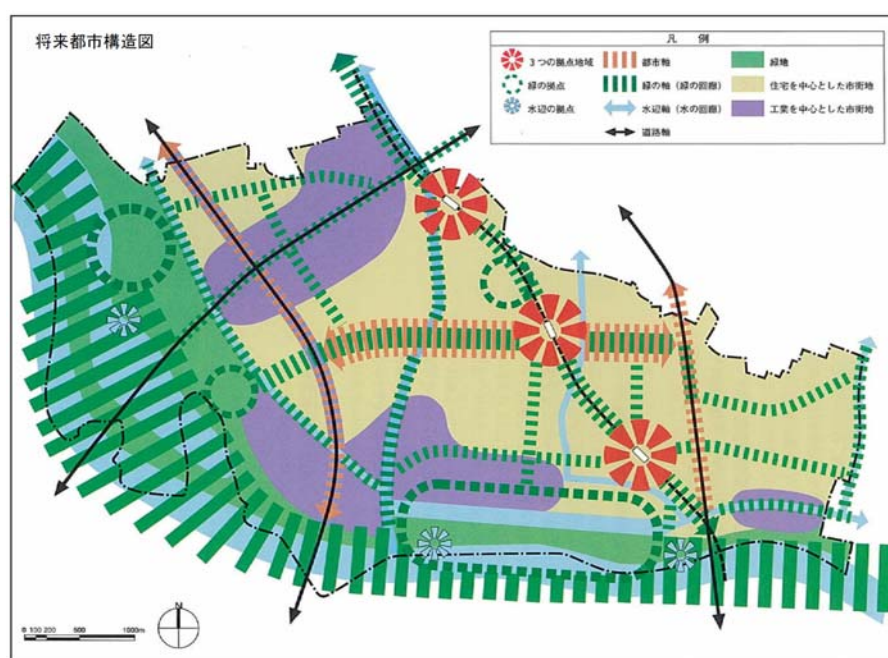


図4 将来都市構造図（戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編））

## 2.2 川づくりの基本方針

### 荒川を核とした水と緑の回廊の形成

身近な自然に対する関心が高まっている中、市内に残る貴重な空間としての荒川を水と緑の回廊の核として、また、緑豊かな空間として創造・保全していきます。

市民に広く親しまれている荒川運動公園のエコアップされた場所について、適切な維持管理により自然度の向上を図っていきます。

また、自然地の保全を図り、ブロック全体と埼京線の環境空間が一体となって緑のネットワークを形成し、人の利用の場と生物生息空間が共存する空間となるよう配慮していきます。

#### 〈基本方針〉

戸田市内の荒川は、笹目橋を境に上流と下流で国の管理が分かれています。上流は、河川敷のほとんどが荒川第一調節池内にあることで出水の影響が少なく、河川敷の面積が広い環境となっています。下流については、荒川本川に直接面していることから出水被害のリスクが高く、高水敷幅が上流に比べて狭い環境になっています。一方、堤内側に県営戸田公園の戸田ボートコースを配し、堤内外が一体となった広大な水辺空間を形成しています。

このような河川敷の特性を生かしながら、荒川の本来持つ豊かな自然環境を市民の共有財産として保全し、潤いのある水辺空間の形成を図っていきます。

荒川将来像計画の対象となる下流については、上流河川敷及び戸田公園の機能・役割を分担し、出水被害が最小限となるような施設整備を行っていきます。



戸田ボートコース付近の広大な水辺空間 (26.2km~28.4km)

## 2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

戸田市地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表1 戸田市における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン  利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査
	自然利用地		市民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、釣り、散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	土砂仮置き場		治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する	河川工事の施工用地
	利用施設	各種競技場	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う	野球場、ソフトボール場、ラグビー場等
その他		スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等	

※右岸のゴルフ場は除く。

また、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」および治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを設定しました。

干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

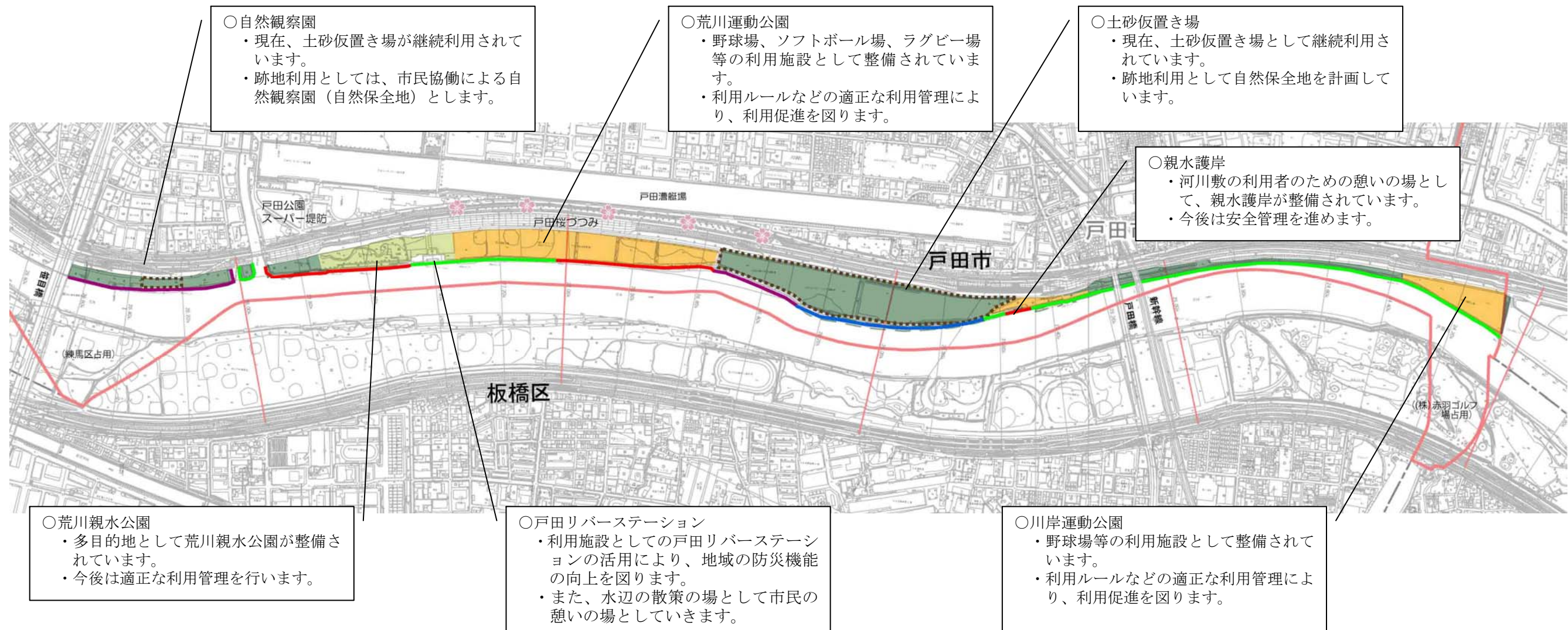
タイプ名		内容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や変更が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



荒川運動公園付近の護岸（26.2km～27.0km 付近）

地区区分凡例	
	自然保全地
	多目的地
	土砂仮置き場
	利用施設（各種競技場）
	利用施設（その他）

水辺整備のタイプ凡例	
	干潟タイプ
	湿地化タイプ
	親水タイプ
	直壁護岸タイプ



計画

図5 戸田市土地利用計画図

## 2.4 ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

### 2.4.1 現況土地利用

戸田市の荒川河川敷は、河口から 24.0km～28.7km に位置しており、その低水路幅は約 150m です。河川敷の面積は、約 42ha であり、その内訳は自然地が約 8ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 13ha、土砂仮置き場が約 9ha となっています。

表 3 現況土地利用（平成 20 年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	7.38
干潟(自然地)	1.00
多目的地	3.05
ゴルフ場	0.00
利用施設	10.23
土砂仮置き場	8.70

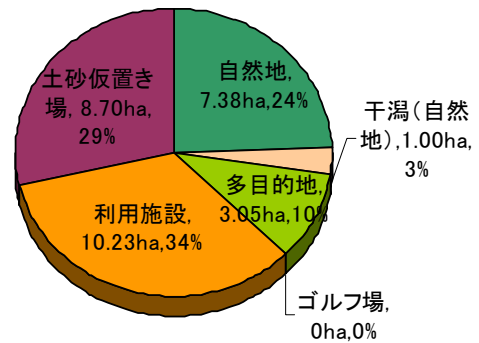


図 6 現況土地利用（平成 20 年度末）

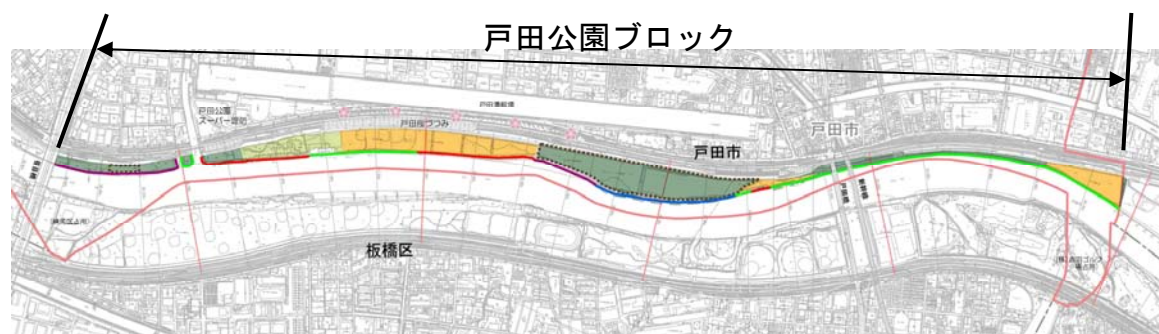


利用施設としての野球場



## 2.4.2 ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。



※荒川左岸側でブロック区分を設定

図7 戸田市におけるブロック区分

---

## 2.4.3 ブロック計画

### (1) 戸田公園ブロック

#### 1) ブロックの概況

- ・本ブロックは戸田市の西南端にあたり、JR 埼京線戸田公園駅からのアプローチが便利となっています。
- ・本ブロックは堤内地の戸田公園と一体となった地区であり、隣接する戸田公園の戸田漕艇場とあわせ、地域のスポーツ・レクリエーションのメッカとなっています。周辺は、東側が住居及び工業地域、西側が工業及び準工業地域となっています。
- ・河川敷には、野球場 5 面、ソフトボール場 1 面、ラグビー場 2 面等のスポーツグラウンド、荒川親水公園や多目的広場が整備されています。
- ・また、戸田漕艇場側の堤防には戸田桜づつみが整備された他、夏季には戸田橋付近で花火が開催される地区でもあり、多くの市民に親しまれています。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



戸田桜づつみ



戸田橋付近の花火大会

---

## 2) これまでの成果

### 〈これまでの成果〉

- ・治水対策として、「堤防の嵩上げ」「緊急用河川敷道路の整備」、河川敷利用及び自然度の向上として「スポーツグラウンドの整備（グラウンド間のビオトープ化）」「ソフトボール場の整備」「利用施設・広場の創出（こどもの広場の整備・船着き場・駐車場の整備）」「堤防の緩傾斜化」が進められました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。

### ○荒川将来像計画区域に関連する区域での成果

- ・荒川と交差する新幹線と埼京線の両側に配置された約 20mの緩衝地帯について、平成 12 年度から「戸田華かいどう 2 1」と称して緑地・緑道の整備を推進しており、市内約 4.9Km で全体面積 103,827 m<sup>2</sup>のうち、約 58%にあたる 60,247 m<sup>2</sup>について有効活用及び緑地整備が終り、荒川と緑のネットワークを形成しております。
- ・荒川上流域については、66.7ha の彩湖・道満グリーンパークが開設されており、平成 19 年度から彩湖・道満グリーンパーク周辺において、自然地の再生に向けた「戸田ヶ原自然再生事業」をスタートいたしました。
- ・平成 21 年度からは、彩湖周辺においてサクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生を進めています。



笹目橋・彩湖付近

### 〈取り組み課題〉

戸田橋上流域については、県営戸田公園内の延長約 2 キロに及ぶ戸田ボートコースにより、荒川に沿って広大な水辺空間を形成しております。これに併設する荒川の河川敷は、戸田公園の計画区域に位置づけされていることから、県の公園整備計画と調整した上で、県と市の役割を明確にした整備が求められます。

●1996 戸田市地区計画図

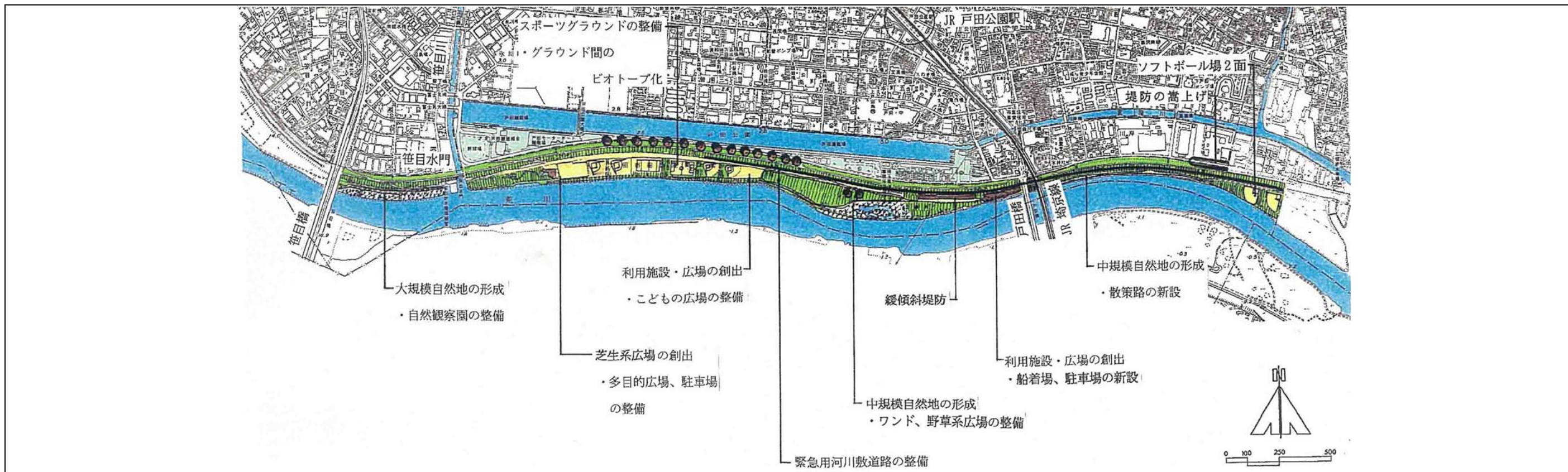
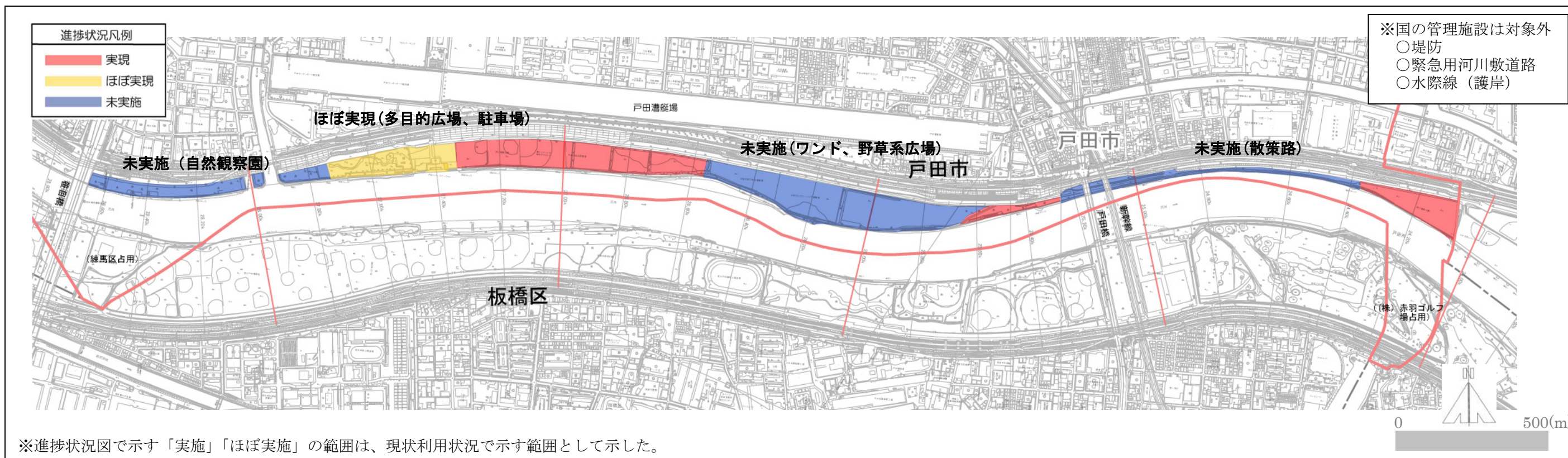


図8 1996 戸田市地区計画

●進捗状況図



※進捗状況図で示す「実施」「ほぼ実施」の範囲は、現状利用状況で示す範囲として示した。

図9 進捗状況図

---

### 3) ブロック別計画

#### 〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・グラウンドの維持や自然度向上により、河川敷利用者数の増加を図ります。特に市民に広く親しまれている荒川運動公園のエコアップされた場所や親水公園などについて、適正な維持管理により自然度向上を図っていきます。
- ・自然地の保全を図り、ブロック全体と埼京線の環境空間が一体なって緑のネットワークを形成し、人の利用の場と生物生息空間が共存する空間となるよう配慮していきます。

#### 〈ブロックの取り組み内容（目標年次：概ね10年後を目指します）〉

- ・既に整備されている荒川運動公園は、各施設のエコアップの維持向上を図り、連続した自然ネットワークを形成していきます。
- ・戸田公園の計画区域については、県の公園整備計画との調整により、県と市の役割を明確にした上で検討を進めます。
- ・現在彩湖周辺区域で進めている「戸田ヶ原自然再生事業」について、事業の進捗状況等を勘案しながら区域の拡大を検討していきます。

●ブロック別計画



(整備及び利活用内容)

①土砂仮置き場

- ・土砂仮置き場が継続利用されています。今後は自然観察園とし、市民協働で管理をすることを目指します。



②戸田ヶ原自然再生事業（彩湖周辺）

- ・現在「戸田ヶ原自然再生事業」として彩湖周辺区域でサクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生を進めており、今後は事業の進捗状況等を勘案しながら区域の拡大を検討します。



③スポーツグラウンドや園地の利用促進

- ・スポーツグラウンド・園地などの植物管理、利用管理、清掃管理等を市民との協働で進めます。
- ・スポーツグラウンドの利用ルールの適正運用やイベント等の利活用で利用促進を図ります。



④エコアップにより水辺の多様性を向上

- ・側溝（U字溝）を素堀に変更し、エコアップを図った。今後は自然保全地として保全管理を行います。



図 10 ブロック別整備及び利活用計画（戸田公園ブロック）

---

## 3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育てていくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

### 3.1 基本的な考え方

#### 3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められています。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、市民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する市民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

#### 3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

---

### 3.1.3 管理計画の手法

市民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。



---

## 3.2 行政と市民の役割

市民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、市民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

市は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

市民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本となります。

### 3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施するべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

### 3.2.2 戸田市が行う維持管理

戸田市は、荒川の河川敷のうち約 11ha を占有しており、この占有区域の維持管理を担当しています。占有区域の用途としては、大別して広場とグラウンド等の 2 つになり、各々、年間の管理を行います。維持管理については、国、自治体、市民が協働で進めていきます。

### 3.2.3 市民が行う維持管理

市民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます。

公共空間である荒川河川敷においては、ゴミを捨てない、利用マナーを守るといった適切な利用に努めるとともに、スポーツグラウンド・園地などの維持管理を市民との協働で進めることが効果的な維持管理に繋がります。

また、ワンド・ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、戸田市及び市民の役割分担は概ね以下のようになります。

表 4 維持管理の役割分担（案）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	国	自治体	市民
<b>河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等</b>			
<b>○基本データ収集（測量）</b>			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
<b>○基本データ収集（河道状況把握）</b>			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○		○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
<b>○基本データ収集（水文調査）</b>			
水位・水質観測※	○		
<b>○河川区域等における不法行為の発見</b>			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
<b>○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング</b>			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
<b>維持管理水準を維持するために実施すべき対策</b>			
<b>○河川敷の清掃管理</b>			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
<b>○河川敷の植物管理</b>			
高水敷の占用施設の除草・除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
<b>○河川敷の施設管理</b>			
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
<b>○維持管理目標を満足するために実施すべき対策</b>			
河川構造物の修繕※	○		
<b>○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応</b>			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
<b>快適な利用の提供</b>			
<b>○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認</b>			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
<b>○河川区域等における快適な利用</b>			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○		
<b>○利用指導</b>			
荒川下流河川敷利用ルール of 適正運用、周知	○	○	

### 3.3 河川敷の管理計画

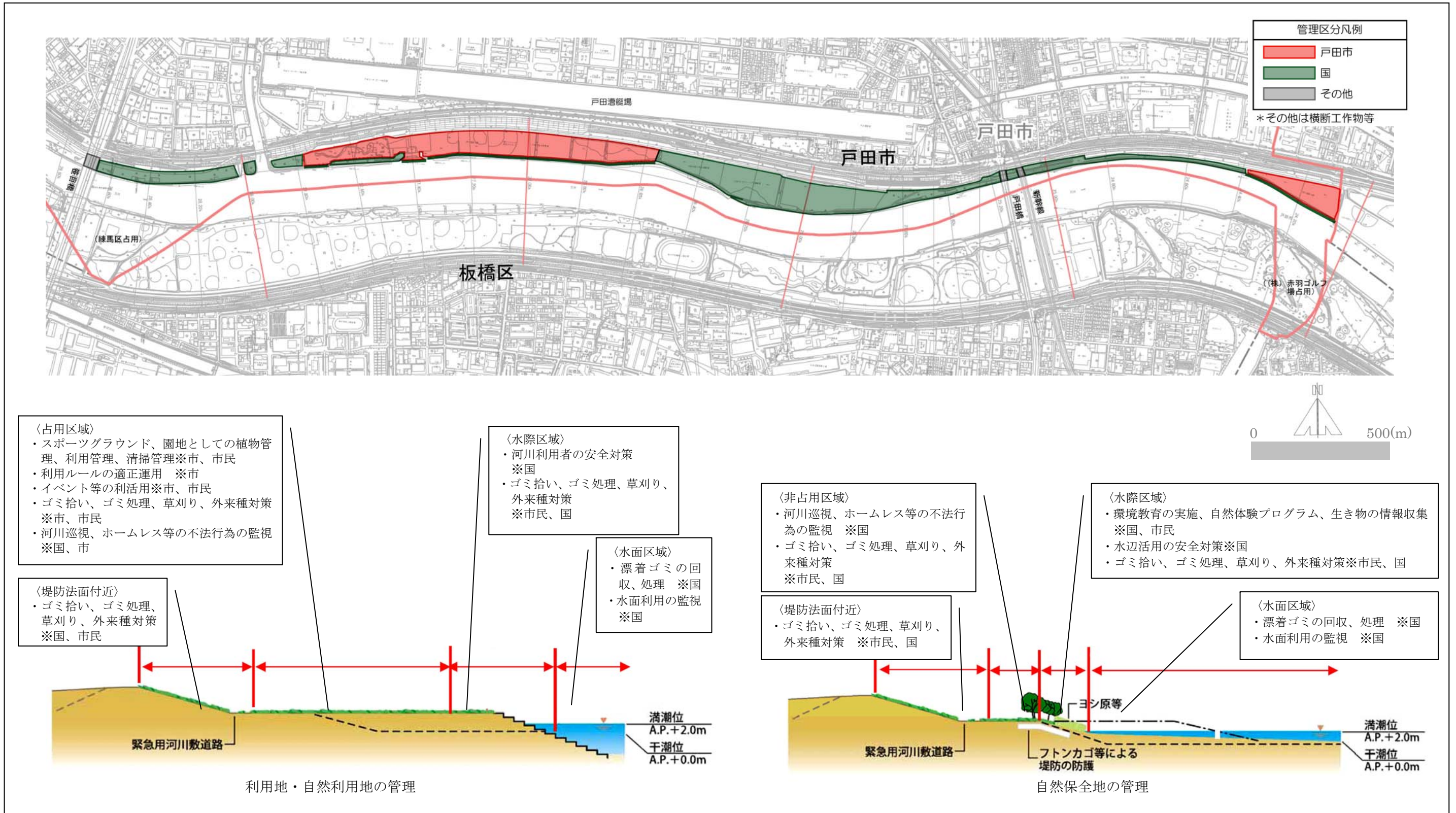


図 11 戸田市河川敷管理区分図

### 3.4 自らできるまちづくり支援の仕組み

荒川では様々な市民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する市民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と市民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

戸田市では自らできる川づくり支援のメニューを表 5のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 5 自らできる川づくり支援の取り組み内容の一例

No.	取り組み	内容	担当部署
1	荒川の将来を考える戸田市民会議の運営	会議の場で、市民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国：荒川下流河川事務所 調査課 戸田市：都市整備部河川課
2	市民活動サポート補助金	市民活動団体が行う地域課題解決を目的とした社会貢献事業について、資金面で支援します。	戸田市：市民生活部コミュニティ推進課
3	戸田市ボランティア・市民活動支援センター TOMATO	ボランティア・市民活動を支援する拠点施設として「活動に必要な場」・「情報の収集と発信できる場」の機能を持ち、ボランティア・市民活動に関するコーディネートや相談を受け付けています。	戸田市：戸田市ボランティア・市民活動支援センター
4	緑のボランティア支援	市の休閑地、公園及び駅前などで、花壇、プランター、ハンギングバスケットなどの美化活動を支援します。 活動団体には、年2回春と秋に草花の提供や必要に応じて園芸指導が受けられます。	戸田市：戸田市公園緑地公社



荒川の将来を考える戸田市民会議

## 4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。このため推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

### 4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、荒川市民会議の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等とおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

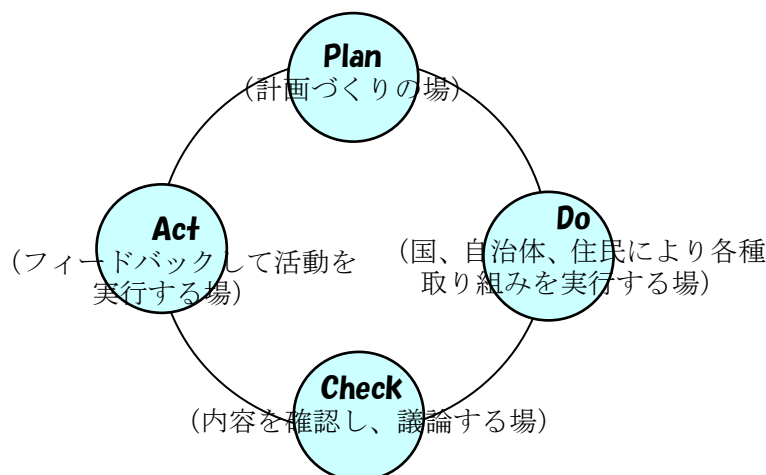


図 12 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

### 4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

### 4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

---

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

戸田市役所 都市整備部 河川課 TEL048-441-1800（内線 329）

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL\$!' - \$& & %%